

国家情報会議設置法案に対する修正案要綱

- 1 重要国政運営の例示のうち「テロリズムの発生の防止」を「テロリズムの発生又はそれによる被害の防止」に改めるとともに、重要情報活動において収集調査の対象とする情報を、重要国政運営においてその政策決定に必要となる情報とする。
(第二条関係)
- 2 国家情報会議の所掌事務として、重要情報活動の実施又は外国情報活動への対処に際しての国民の基本的人権の不当な侵害の防止及びこれらに従事する職員の政治的中立性の確保のための方策について調査審議することを追加する。(新第三条第五号関係)
- 3 政府は、毎年少なくとも一回、国家情報会議の調査審議の結果並びに重要情報活動の実施及び外国情報活動への対処の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。
(新第十四条関係)
- 4 政府は、重要情報活動の実施若しくは外国情報活動への対処に際して国民の基本的人権が不当に侵害され、又はこれらに従事する職員の政治的中立性が不当に損なわれていないかどうか等を独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置について検討を行い、その結果に基づいて可能な限り早い時期に必要な措置を講ずるものとする。
(新附則第六条関係)
- 5 その他所要の規定の整理を行う。